

家畜共済制度の概要と仕組み

家畜共済制度の概要

農業者があらかじめ農業共済組合に共済掛金を出し合って、共同準備財産を造成しておき、

① 家畜の死亡又は廃用による損失

② 家畜の疾病又は傷害の診療費の支払

が発生した場合に、農業共済組合が共同準備財産から被災した農業者に共済金を支払う制度

(注) 「廃用」とは、病気や傷害によって死にひんした状態になったり、乳牛の乳が出なくなるなど家畜として使用する価値がなくなった状態になったりすること。

【制度の概要】

1 家畜共済の対象となるもの（共済目的）

牛及び牛の胎児、馬、豚

2 共済掛金（牛、馬で5割、豚で4割を国庫補助）

共済掛金＝共済金額×共済掛金率

3 家畜が死亡又は廃用になった場合に支払われる共済金

$$\text{共済金} = \left(\begin{array}{c} \text{事故家畜} \\ \text{の価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{残存物} \\ \text{価額等} \end{array} \right) \times \frac{\text{(共済金額)}}{\text{(農業者の飼養する家畜の評価額の合計)}}$$

(注) 1 「残存物価額」は、廃用家畜の肉、皮等から得られる収入。

2 「共済金額／農業者の飼養する家畜の評価額の合計」は、農家が「最低割合」～8割の範囲で選択。

3 上の式において、共済金の計算に用いる残存物価額等は、事故家畜の価額の1／2を限度とする。

4 上の式により算定される共済金の額が純損害額(事故家畜の価額から残存物価額等の額を差し引いた額)を上回る場合は、純損害額が共済金として支払われる。

4 家畜の疾病又は傷害の診療費に対する共済金

診療内容に応じて、農林水産大臣が定める診療点数により算定

例: 牛を診察、抗生物質を静脈内注射した場合

共済金＝(往診点数＋静脈内注射点数＋診断書点数＋薬価点数)×10円

5 実施主体

農業共済組合(又は共済事業を行う市町村)、同連合会、国

家 畜 共 済 事 業

共済目的

- (1) 牛 原則として出生後第5月の月の末日を経過したもの。組合等の選択により出生後第5月の月の末日を経過しない子牛及び授精等の後240日以上の子牛を対象とすることが可能
- (2) 馬 原則として出生した年の末日を経過したもの
- (3) 種豚 出生後第5月の月の末日を経過したもの
- (4) 肉豚 出生後第20日（その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。）から原則として第8月の月の末日までのもの

共済事故

- 牛（子牛を含みます。）、馬及び種豚
死亡（とさつは除かれます。）、廃用、疾病及び傷害
 - 牛の胎児及び肉豚
死亡（とさつは除かれます。）
- （注）事故の一部を共済事故としない方式があります。

加 入

家畜共済には、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加入できます。ただし、農作物共済に加入している農家で、牛又は馬を飼養するものは、総会（又は議会）が議決した場合は、家畜共済に加入しなければならないこととされています（義務加入）。

引受方式

- (1) 種 類
- 「包括共済」と「個別共済」の2種類があります。

引受方式	対 象 家 畜	内 容
包括共済	乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚 《包括共済対象家畜の種類》	包括共済対象家畜の種類ごとに全頭加入します（特別の事由がある場合は個別共済で加入できます。）。
個別共済	種雄牛及び種雄馬	家畜1頭ごとに加入します。

- (注) 1 肉豚については、飼養区分（離乳又は導入の日を同一とする群）ごとに引き受ける群単位引受方式と、年間一括で引き受ける農家単位引受方式（以下「特定包括共済」という。）があります。
- 2 特定包括共済については、一定の加入資格要件を満たす農家が加入できます。
- 3 肉豚以外の包括共済及び特定包括共済の場合、共済責任開始後、新しく導入された家畜又は加入資格月（日）齢に達した家畜は、自動的に家畜共済に付されます。

(2) 事故除外

肉豚以外の包括共済及び特定包括共済においては、事故の一部を共済事故から除外して加入することができます。

この場合、除外に見合う共済掛金が割り引きされます。

① 包括共済対象家畜の種類と事故除外できる者の資格

包括共済対象家畜の種類	事故除外できる者の資格
乳牛の雌等	共済掛金期間開始時の有資格頭数が6頭以上であって、かつ、5年以上継続して飼養している者
肉用牛等 種雄馬以外の種豚	} 5年以上継続して飼養している者
肉豚	
肉豚	共済掛金期間の開始時の有資格頭数が200頭以上であって、かつ、5年以上継続して飼養している者

② 除外できる共済事故と包括共済対象家畜の種類

除外できる共済事故	包括共済対象家畜の種類
ア 火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）又は自然災害による死産事故以外の死産事故	乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚 "
イ 火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）又は自然災害による死産事故以外の死産事故及び病傷事故の全部	
ウ 行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故	肉用牛等 種豚
エ 行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故及び病傷事故の全部	
オ 病傷事故の全部	乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚 肉豚
カ 火災、伝染病（法定伝染病、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症）又は自然災害による死亡事故以外の死亡事故	

共済掛金期間

共済掛金期間は、共済掛金の支払いを受けた日の翌日から1年間です（ただし、肉豚の群単位引受方式にあつては出生後第20日の日から出生後第8月の月の末日まで）。

共済金額

共済金額は、共済価額に最低割合（２～４割（肉豚は４～６割）の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から８割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

$$\text{共済価額} \times \text{最低割合} \leq \text{共済金額} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

共済価額

(1) 包括共済

肉豚の群単位引受方式以外……包括共済対象家畜の種類ごとの家畜の価額の合計額
肉豚の群単位引受方式……飼養区分ごとに肉豚の価額の合計額

(2) 個別共済

家畜１頭ごとの価額

共済掛金

(1) 共済掛金

$$\text{共済掛金の額} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則３年間。家畜異常事故は20年間）における被害率を基礎として定める共済掛金標準率を下らない範囲内において、組合等が設定します。

また、農家の被害率に応じた危険段階別の共済掛金率を設定することができます。

② 共済掛金標準率は、一般に３年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額（農林水産大臣が定める金額を限度とします。）に共済掛金標準率を乗じて得た金額の２分の１（豚は５分の２）を負担します。

損害発生のお知らせ及び損害評価

(1) 損害防止及び損害発生通知

農作物共済に同じ。

(2) 損害評価

損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

① 死亡事故 …… 組合等の職員による現地確認。ただし、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）又は自然災害による死産事故以外の死産事故を除外している場合は、連合会の獣医職員が現地確認に立会います。

② 廃用事故 …… 組合等の職員による現地確認。この場合、連合会の獣医職員が現地確認に立会います。

③ 病傷事故 …… 連合会の獣医職員による集合審査

家畜診療所

加入家畜の診療と損害防止を行うため、組合等及び連合会は家畜診療所を設けることができます。家畜診療所は、主として次のような業務を行っています。

- ① 加入家畜の病傷事故についての診療
- ② 損害防止
- ③ 引受検査及び評価
- ④ 家畜共済の普及及び加入推進
- ⑤ 畜産諸施策に対する協力

共 済 金

(1) 死廃事故

包括共済対象家畜の種類ごとに定めた年間支払限度額の範囲内で、次式により算出される額と純損害額のいずれか小さい額が共済金として支払われます。

$$\cdot \text{共済金の支払額} = \left(\frac{\text{事故家畜（胎児）の価額} - \text{肉皮等残存物価額、廃用家畜の評価額、補償金等}}{\text{事故家畜の価額}} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$$\cdot \text{純損害額} = \text{事故家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額} + \text{手当金} + \text{補償金等})$$

なお、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）、自然災害による事故については、支払限度は適用されません。

（注） 肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額は、別に算出される基準額を下限として認定されます。

(2) 病傷事故

① 包括共済

包括共済対象家畜の種類ごとに定めた年間給付限度額の範囲内で疾病及び傷害の診療費（初診料は除かれます。）を給付します。

② 個別共済

家畜1頭ごとに定めた年間給付限度額の範囲内で疾病及び傷害の診療費（初診料は除かれます。）を給付します。

組合等、連合会、政府の責任分担

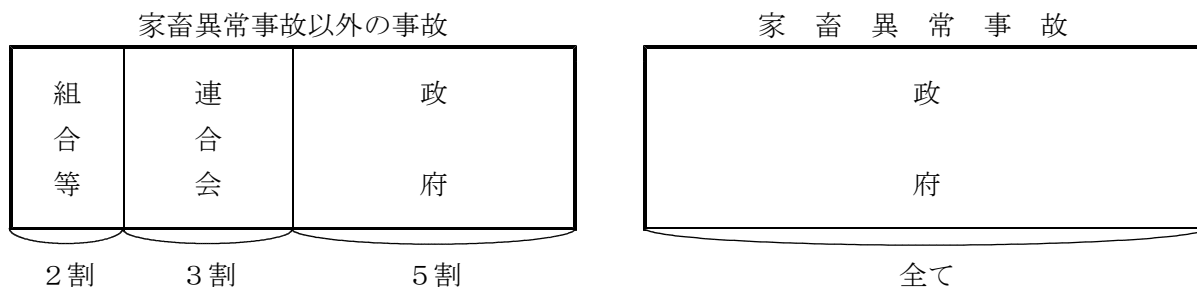
共済金額のうち、原則として組合等が2割、連合会が3割、政府が5割を歩合により分担します。

なお、組合等又は連合会が家畜診療所を設置している地域では、病傷事故による損害のうち診療技術料等に対応する部分は、当該組合等又は連合会に保留され、それ以外の部分を上記の割合により分担します。

家畜異常事故は、全額政府が責任を負担します。

組合等は、その分担する責任を1割又は3割とすることもできます。この場合、政府の責任が6割又は4割となります。

(参 考) 家畜共済の責任分担図（3段階制）



(注) 家畜異常事故は、次のとおりです。

- (1) 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラによって家畜伝染病予防法の定めるところにより、家畜の移動又は移出を禁止又は制限された場合における死亡及び廃用事故
- (2) 激甚災害法及び天災融資法の天災として指定された激甚災害による特別被害農業地域における死亡及び廃用事故

(備考) 2段階制の責任分担

特定組合と政府の2段階制で行う場合の責任分担は、家畜異常事故以外の事故については、特定組合、政府ともに5割ずつを保有し、家畜異常事故は、全額政府が責任を負担します。